

健康増進法・栄養士法に基づく特定給食施設等の届出等に関するQ&A

令和3年12月末日作成

No	分類	カテゴリー①	カテゴリー②	Q	A	出典
1	01.特定給食施設等	定義と分類		「特定の者」に食事を提供する給食施設とありますが、「特定の者」とはどのような者ですか。	「特定」とは、必ずしも同一人に限らず、給食の対象者が特定の集団であることをいいます。例えば、学校に通う児童生徒、病院の入院患者、社会福祉施設入所者、事業所の従業員などが該当します。	給食施設における栄養管理の手引き P19
2	01.特定給食施設等	定義と分類		「特定給食施設」について定義を教えてください。	100食以上/回、または250食以上/日を特定の人へ継続的に提供している給食施設(病院、学校、事業所、福祉施設等)のことを「特定給食施設」といいます。(健康増進法第20条、健康増進法施行規則第5条)	給食施設における栄養管理の手引き P19
3	01.特定給食施設等	定義と分類		「その他の給食施設」について定義を教えてください。	20食以上/回、または50食以上/日特定の人へ継続的に提供している給食施設(病院、学校、事業所、福祉施設等)を奈良県では「その他の給食施設」と定めています。(奈良県特定給食施設等指導実施要領)	給食施設における栄養管理の手引き P19
4	01.特定給食施設等	定義と分類		「継続的に」食事を提供する給食施設とありますが、「継続的に」とはどのぐらいの期間をいいますか。	「継続的に」とは、おおむね週4日以上かつ1か月以上をいいます。ただし、おやつ、間食、検食、保存食は含まれません。	給食施設における栄養管理の手引き P19
5	01.特定給食施設等	定義と分類		ある一つの業者からお弁当を購入し、社員に提供している場合は特定給食施設にあたりますか。	施設を利用している者に対して一定の食数(150食以上/回または250食以上/日)を継続的に提供することを目的に弁当業者と契約している場合は特定給食施設に該当します。	
6	01.特定給食施設等	定義と分類		給食施設の分類は、何に基づいて分類されていますか。	奈良県では、「衛生行政報告例」(厚生労働省)に基づいて、給食施設を分類しています。	「衛生行政報告例」(厚生労働省)
7	01.特定給食施設等	定義と分類		「幼稚園」「幼稚園型認定こども園」はどこに分類されますか。	「学校」に分類されます。(厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室 事務連絡 平成27年9月18日)	「衛生行政報告例」(厚生労働省)
8	01.特定給食施設等	定義と分類		「幼保連携認定こども園」「保育所型認定こども園」「地方裁量型こども園」はどこに分類されますか。	「児童福祉施設」に分類されます。(厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室 事務連絡 平成27年9月18日)	「衛生行政報告例」(厚生労働省)
9	01.特定給食施設等	定義と分類		「老人福祉施設」にはどのような施設が該当しますか。	「老人福祉施設」には、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム(ケアハウス)、老人福祉センター、老人介護支援センターなど老人福祉法(昭和38年 法律第113号第5条の3項)に規定される施設が該当します。(有料老人ホームは「その他」に分類されます)	「衛生行政報告例」(厚生労働省)

10	01.特定給食施設等	定義と分類		「有料老人ホーム」はどこに分類されますか。	「その他」に分類されます。	「衛生行政報告例」(厚生労働省)
11	01.特定給食施設等	定義と分類		「学校給食センター」と「一般給食センター」の違いは何ですか。	「学校給食センター」は学校給食法(昭和29年法律第160号第6条)に規定されています。「一般の給食センター」は特定の施設(複数力所の場合も含む)に対して継続的に食事を供給する施設であって、「学校」「病院」「介護老人保健施設」「介護医療院」「老人福祉施設」「社会福祉施設」「児童福祉施設」「事業所」に該当しない施設になります。	「衛生行政報告例」(厚生労働省)
12	02.管理栄養士・栄養士の配置	配置基準		「病院」「介護医療院」における管理栄養士の配置基準はありますか。	許可病床数が300床以上であれば、管理栄養士の配置が義務づけられています。病院等を含む複数の施設を対象に食事を提供する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数(入所定員)の合計が300床(人)以上である場合も同様です。 また、許可病床数が300床未満であっても「1回300食以上または1日750食以上」の食事を提供している病院には、管理栄養士の配置が義務づけられています。	健康増進法、奈良県管理栄養士必置施設指定要領
14	02.管理栄養士・栄養士の配置	配置基準		「介護老人保健施設」における管理栄養士の配置基準はありますか。	入所定員が300名以上であれば、管理栄養士の配置が義務づけられています。病院等を含む複数の施設を対象に食事を提供する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数(入所定員)の合計が300床(人)以上である場合も同様です。 また、入所定員が300名未満であっても「1回300食以上または1日750食以上」の食事を提供している病院には、管理栄養士の配置が義務づけられています。	給食施設における栄養管理の手引き P20
15	02.管理栄養士・栄養士の配置	配置基準		「介護老人保健施設」「介護医療院」における栄養士の配置基準はありますか。	「1回100食以上または1日250食以上」の食事を提供している病院には、管理栄養士または栄養士の配置に努めるよう努力義務があります。	給食施設における栄養管理の手引き P20
16	02.管理栄養士・栄養士の配置	配置基準		「児童福祉施設」「社会福祉施設」「事業所等」における管理栄養士の配置基準はありますか。	「1回500食以上または1日1500食以上」の食事を提供する施設には、管理栄養士の配置が義務づけられています。また、「1日300食以上または1日750食以上」の食事を提供する施設には、管理栄養士の配置に努めるよう努力義務があります。	給食施設における栄養管理の手引き P20
17	02.管理栄養士・栄養士の配置	配置基準		「児童福祉施設」「社会福祉施設」「事業所等」における栄養士の配置基準はありますか。	「1回100食以上または1日250食以上」の食事を提供している病院には、管理栄養士または栄養士の配置に努めるよう努力義務があります。	給食施設における栄養管理の手引き P20
18	03.特定給食施設等の届出	01.開始届	01.届出が必要な場合	新規に生活介護の施設がオープンします。定員20名ですが、継続して同じ人に給食を提供するとは限りません。近くに10人程度の生活介護の施設もあり、今は独自に給食提供していますが、今後新規にできる施設が搬入する可能性もあります。この場合、開始届の提出は必要ですか。	おおむね4日以上/週、継続して20食以上/回、又は50食以上/日、特定の人に食事を提供する場合は、奈良県が指定する「その他の給食施設」に該当するため、特定給食施設等開始届の提出が必要です。	給食施設における栄養管理の手引き P19

19	03.特定給食施設等の届出	01.開始届	02.委託→直営、直営→委託	施設は変わっていませんが、給食の形態が委託給食から直営給食に変更となりました。この場合、特定給食施設等開始届の提出は必要ですか。	施設の場所が変わらずに委託給食から直営給食へ変更となった場合、開始届や変更届の必要はありません。しかし、運営方法の変更に伴い管理栄養士・栄養士の員数が変更になれば届出が必要です。	給食施設における栄養管理の手引き P22
20	03.特定給食施設等の届出	01.届出事項	01.届出義務者	給食は委託会社に任せている。特定給食施設等開始届は委託会社が出すものではないのでしょうか。	特定給食施設の開始届などは給食委託会社ではなく、施設設置者（施設側）が提出する必要があります。施設設置者は、法人であれば理事長等の法人の代表者、市町村であれば市町村長になります。	給食施設における栄養管理の手引き P21
21	03.特定給食施設等の届出	01.届出事項	02.予定給食数	特定給食施設等開始届の予定給食数は給食開始当時の食数でいいのでしょうか。	開始届の予定給食数は、給食開始当時の食数でまちがいません。	給食施設における栄養管理の手引き P21
22	03.特定給食施設等の届出	01.届出事項	02.予定給食数	「児童福祉施設」や「老人福祉施設」等で提供しているおやつ（間食）は一日の予定食数に含まれますか。	おやつ（間食）は一日の予定食数に含まれません。おやつ（間食）を除いた食数を記入してください。	給食施設における栄養管理の手引き P22
23	03.特定給食施設等の届出	01.届出事項	03.管理栄養士及び栄養士の員数	「管理栄養士」「栄養士」の員数には、委託給食側の人数は含まれますか。	委託給食側の「管理栄養士」「栄養士」も含まれます。施設に「管理栄養士」「栄養士」がいる場合は、施設側と委託給食側の「管理栄養士」「栄養士」のそれぞれの合計を記入してください。ただし、常勤職員の員数とし、臨時職員やパートタイム職員の数は含まれません。	給食施設における栄養管理の手引き P22
24	03.特定給食施設等の届出	01.届出事項	03.管理栄養士及び栄養士の員数	産休中や育休中の管理栄養士、栄養士がいる場合は、どうしたらいいですか。	産休、育休中などの長期休暇を取得している場合は、その施設に所属しているため、常勤であれば「管理栄養士」又は「栄養士」の員数として記入してください。	給食施設における栄養管理の手引き P22
25	03.特定給食施設等の届出	01.届出事項	03.管理栄養士及び栄養士の員数	グループ内の複数の施設を兼務している管理栄養士がいます。この場合は、どうしたらいいですか。	グループ内複数の施設のうち、主となる施設のみに「管理栄養士」の員数として記入し、他の施設では計上しないでください。	給食施設における栄養管理の手引き P22
26	03.特定給食施設等の届出	01.届出事項	04.その他	開始届は毎年提出をする必要がありますか。	開始届は給食開始時に一度だけ提出が必要です。1回届提出後、内容に変更があれば変更届の提出になります。	給食施設における栄養管理の手引き P21
27	03.特定給食施設等の届出	02.変更届	01.届出が必要な場合	施設名が4月1日で変更になりましたが、変更届けが必要ですか。	必要です。施設の名称が変更になった場合、変更届の提出が必要です。	給食施設における栄養管理の手引き P22
28	03.特定給食施設等の届出	02.変更届	01.届出が必要な場合	設置者の市長が選挙により替わりました。特定給食施設の変更届の提出は必要ですか。	設置者が自治体である場合は、変更届の提出は不要です。栄養管理の手引きP22参照	給食施設における栄養管理の手引き P22

30	03.特定給食施設等の届出	02.変更届	03.管理栄養士及び栄養士の員数	管理栄養士の国家試験に合格したので栄養士が1→0、管理栄養士が0→1になります。変更届は必要ですか。また、いつの時点で提出すればいいですか。	配置されていた栄養士が国家試験に合格して管理栄養士になった場合、職種が異なるため、変更届の提出が必要です。管理栄養士の免許証が届いた時点で変更届の提出をお願いします。	給食施設における栄養管理の手引き P23
31	03.特定給食施設等の届出	02.変更届	03.管理栄養士及び栄養士の員数	施設の管理栄養士の人数が変わりました。変更届の提出は必要ですか。	管理栄養士、栄養士の員数に変更があれば変更届の提出が必要です。	給食施設における栄養管理の手引き P22
32	03.特定給食施設等の届出	02.変更届	03.管理栄養士及び栄養士の員数	9月から直営から委託になる。管理栄養士・栄養士数は施設側だけでいいですか。	施設側・委託側併せての管理栄養士・栄養士数となります。運営方法の変更に伴い管理栄養士・栄養士数が増えれば届出が必要です。	給食施設における栄養管理の手引き P22
33	03.特定給食施設等の届出	02.変更届	03.管理栄養士及び栄養士の員数	特養の栄養士1名が産休。今後産休代替の臨時職員を今後常勤として雇う可能性があり栄養士の人数に変更が生じますが、その場合変更届が必要ですか。	常勤の栄養士として雇い、人数が2→3人になった時に変更届の提出が必要になります。	給食施設における栄養管理の手引き P22
34	03.特定給食施設等の届出	02.変更届	04.複数種の施設に食事を提供する場合(複合施設)の届出	法人グループ内に3施設特定給食施設があります。施設ごとに変更届は必要ですか。	施設ごとに変更届が必要です。病院に介護老人保健施設が併設している場合、特別養護老人ホームに老人デイサービスセンターや老人短期入所施設が併設している場合など、1回20食以上又は1日50食以上を提供する施設については、それぞれの施設ごとに届出が必要です。(厨房ごとの届出ではなく、施設ごと)	給食施設における栄養管理の手引き P24
35	03.特定給食施設等の届出	02.変更届	05.予定給食数の変更	「予定給食数の変更」とは具体的にどのようなものですか。	「予定給食数の変更」とは下記のことを言います。 ①おおむね半年間、1か月あたりの平均提供食数が届出食数に係る区分の範囲を超えている、もしくは下回っている場合。 ②許可病床数または入所定員に変更がない場合であっても、1か月当たりの平均提供食数が、おおむね半年間にわたって届出食数に係る区分の範囲を超えている、もしくは下回っている場合。	給食施設における栄養管理の手引き P22
36	03.特定給食施設等の届出	03.休止届	01.休止の理由	改築のため、調理室を含めて大規模工事を行っています。工事期間は約6か月であり、給食を提供することができません。この場合、届出は必要ですか。	給食施設の改修や季節労働者等への給食の停止等により給食を休止した場合は、「休止届」の提出が必要です。給食を休止した日から1か月以内に、管轄保健所へ提出してください。	給食施設における栄養管理の手引き P23
37	03.特定給食施設等の届出	03.休止届	02.災害時	災害により給食を一時的に提供できなくなった場合は「休止届」の提出は必要ですか。	災害等で給食を一時的に提供できなくなった場合の「休止届」は不要です。	給食施設における栄養管理の手引き P23
38	03.特定給食施設等の届出	03.休止届	03.再開	給食の提供を「休止」し、「休止届」を保健所に提出した後、給食を再開した時には何か届出は必要ですか。	給食を再開した場合に、新たな届出は必要ありません。再開した旨を保健所へご連絡ください。休止期間を延長した場合も同様です。	給食施設における栄養管理の手引き P24

39	03.特定給食施設等の届出	04.廃止届	01.移転	給食施設である保育所がなくなり、幼稚園があった場所がこども園になります。幼稚園では給食をしていませんでしたが、こども園になるにあたり給食を提供します。この場合の届出はどうしたらいいですか。	給食を提供していた保育所がなくなるため、「廃止届」の提出が必要です。また、これまで提供していなかった幼稚園がこども園となり、給食を開始するため、こども園として「開始届」の提出が必要です。	給食施設における栄養管理の手引き P24
40	03.特定給食施設等の届出	04.廃止届	01.移転	給食センターが新しくなり、移転しましたが、届出は必要ですか。	移転等により、給食施設の所在地を変更した場合には「廃止届」を提出し、その後新所在地で「開始届」を提出してください。	給食施設における栄養管理の手引き P24
41	03.特定給食施設等の届出	05.届出の時期	01.届出の時期	施設の管理栄養士の数が10/1で0人になります。変更届はいつまでに提出すればいいですか。	変更が生じた日から1ヵ月以内を目処に管轄の保健所へ提出をお願いします。	給食施設における栄養管理の手引き P24